## 村山市監査委員公告 第 23 号

## 定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条 第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和6年12月20日

村山市監査委員 古瀬忠昭

村山市監査委員 寺崎智広

記

- 1. 監査の対象 消防本部、消防署
- 2. 監査の期間 令和6年12月2日から令和6年12月20日まで
- 3. 監査の範囲 令和5年11月1日から令和6年10月末日までにおける財務事務及び事務事業の執行状況
- 4. 監査の方法 村山市監査委員条例第4条の規定により期日及び要領を 通知し、 監査資料の提出を求め、関係職員からの説明を受け、財務関係帳簿 などの書類について審査をおこなった。
- 5. 監査の着眼点 財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執 行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。
- 6. 監査の結果 次のとおり、一部に改善を要する事項が見られたので、適切な措置 を講じられたい。

## 【注意事項】

前年度に実施した定例監査に係る講評において、【口頭注意】とした事項について改善の見直しが実施されていない。

■収受文書の取扱いについて 収受文書について収受印の押印漏れが認められる。(2件)